

油政連かながわ

第 9 号

平成19年12月15日発行

発行所
横浜市中区万代町 3-5-3
石油会館
神奈川県石油政治連盟
☎045-641-1351

課徴金制度の実現化に向けて

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺 治 夫



今年も残り少なくなりましたが、当油政連会員の皆様には日頃から組織活動に多大のご支援・ご協力を頂きましたこと深く感謝いたします。

干支12支の最後である亥年の今年も、本当に大きな出来事が起こりました。7月に参議院議員選挙が行われましたが、自民党が歴史的惨敗をいたし、参議院における第一党を民主党に奪われるという屈辱的な結果になりました。さらには、神奈川におきましても、自民党から小林ゆたか候補が、2期目の挑戦をした結果、会員各位のご支援等により第2位という成績で当選したにもかかわらず、その直後に秘書による公職選挙法違反の疑いが発覚、その責任を取って議員の職を辞するという残念な結果が生じました。その後、次点であった公明党の松あきら氏が9月7日に繰り上げ当選となり、与党としては議席数を維持することができましたが、自民党にとってはショッキングな出来事でありました。

しかしながらショッキングな出来事はそれだけに止まらず、選挙後の通常国会で安部総理が所信演説をした直後、辞任表明をするという前代未聞の出来事が起こりました。その後、自民党内での総裁選挙の結果、麻生太郎氏を抑えて福田康夫氏が選任され、福田新内

閣が誕生しましたが、前途波乱な政局の中でいかなるリーダーシップを発揮できるかが課題となっております。

業界内の状況を顧みますと、今年も昨年を引き続き年間を通じて原油価格が高騰しました。しかもそのコスト上昇分は、元売仕切価格に転嫁されて中小企業である私たち石油販売業者の負担となり更に厳しい経営を強いられる結果となりました。そのため当県でもSSの減少が加速し、同業者が撤退を余儀なくされたことは誠に残念であります。しかしながら一方では、末端で採算を度外視した価格競争に走る業者が依然として後を絶たず、非常に不安定な市場環境が続いている状態です。

このため全石連と全国油政連は、早急に独占禁止法を改正し、不当廉売、優越的地位の濫用などの不公正取引に欧米並みの懲罰的な課徴金制度を導入すべきであるという主張を政府・与党に対し、独禁法改正強化などの実現を要望するため、全国のSS従業員やその御家族の皆様から多くの署名を頂きました。

そして、11月7日には自民党本部において“経営危機突破 総決起大会”を行い、我々の切実な思いを訴え、課徴金制度導入の早期実現や道路特定財源の一般財源化反対等を強く要望しました。これらは、今後の業界最大の課題でございますので、各位のご理解とご協力をお願い致します。

参議院議員選挙で 推薦候補の22人が当選

7月29日の参議院議員選挙で全国石油政治連盟が推薦した45人の選挙区候補と比例代表候補2人を推薦しましたが、与党支持率の低下に歯止めがかからず、過半数を大幅に割り込む結果となりました。

比例代表選挙では、全国の石油販売業界が推薦した森元恒雄候補（「ガソリンスタンドを考える議員の会」常任幹事）と今回2回目の挑戦となる尾身朝子候補は落選しました。

選挙区での「ガソリンスタンドを考える議員の会」メンバーでは、神奈川選挙区の小林温候補（後に議員を辞職）と和歌山選挙区の世耕弘成候補が当選しました。

会員の皆様におかれましては、活発な選挙応援を展開して頂き、誠にありがとうございました。

第16回統一地方選挙で 推薦候補の12人が当選

4月8日に行われました統一地方選挙におきまして、当油政連が推薦しました14人（自民党）の推薦候補の内、12人が当選しました。当選した候補は次の通りです。

【横浜市中区】	村 上 健 司	【横浜市南区】	新 堀 典 彦
【横浜市磯子区】	新 井 敏二郎	【横浜市緑区】	三 好 吉 清
【川崎市幸区】	山 田 吉三郎	【川崎市中原区】	田 島 信 二
【川崎市宮前区】	持 田 文 男	【横須賀市】	竹 内 英 明
【平塚市】	森 正 明	【鎌倉市】	中 村 省 司
【秦野市】	久保寺 邦 夫	【足柄上郡】	杉 本 透

（敬称略）

「経営危機突破!! 総決起大会」を開催

— 課徴金の導入、道路特定財源「一般化」反対を訴える —

全石連と全国油政連は11月7日、約5年ぶりとなる「経営危機突破 総決起大会」を自民党本部で開催しました。当日は、全国から関係者160人が参集し、趣旨に賛同する一木会、ガソリンスタンドを考える議員の会など、100人を超す自民党国会議員本人（神奈川県からは4区のエリック先生、12区の桜井郁三先生、14区の赤間二郎先生、18区の山際大志郎先生、比例の福田峰之先生が出席）に直面する形で決議を採択しました。



業界と支援議員が一丸となったシュプレヒコール

大会決議

石油販売業界では、原油価格の高騰に伴う、度重なる仕入価格の引上げ分を転嫁できず、多くの中小零細業者が赤字経営に追い込まれ、未曾有の経営危機に瀕している。

こうした情勢を踏まえ、石油販売業界の総意として、不公正取引等で困窮している経営危機を打開するため、政府・国会に対して下記事項を要望し、その実現を強力に求めるものである。



満座の会場で決議文を披露する森全国油政連会長

記

1. 現下の異常な原油価格急騰を踏まえ、電力・ガスと同様に重要なライフラインであるガソリンスタンドの経営危機を回避するための抜本的対策を講じること。
2. 「不公正な取引方法」である不当廉売や優越的地位の濫用などに対し、金銭的不利益処分である課徴金を導入すること。
3. 道路特定財源の一般財源化や用途拡大、環境税などへの転用は、受益者負担の原則を逸脱するものであり、断固反対すること。
4. 二重殻地下タンクへの入替費用等に対する助成措置を拡充するなど、石油販売業界に対する環境対策支援を抜本的に強化すること。

GS 議連 3 PT が報告書

流通業界への処方箋

◇ 課題解決へ向け大きく前進 ◇

自民党の「ガソリンスタンドを考える議員の会（GS 議連）」（大野松茂会長）は、平成10年の発足以来、一貫して中小石油販売業者の経営安定、市場正常化に向けてバックアップしてきました。しかし、事態の深刻化にGS 議連は業界の課題別に3つのプロジェクトチーム（PT）を編成。その報告書が石油販売業界の抱える課題の解決に向け、大きく前進することになりました。

業界は「このままでは中小SSの経営は破綻する」と訴えてきましたが、元売子会社の進出や不透明な仕切格差が目立ち始めた一昨年以降、要望の声はいっそう深刻化しました。さらには、地球温暖化問題に端を発したSSの地下タンク二重殻化など新たな課題も加わりました。

◇ 独禁法・流通・環境問題を協議 ◇

GS 議連はこれらの課題解決のため、それぞれ専門のチームを編成して対策案に乗り出し、それが、「独禁法改正プロジェクトチーム」（西川公也座長）、「流通構造改革プロジェクトチーム」（吉田六左エ門座長）、「環境保全対策プロジェクトチーム」（岩永峯一座長）であります。

独禁法改正PTは、特約店販売契約や商標権に関する元売の慣行や主張について独禁法上の問題点をあぶりだしました。

流通構造改革PTは、元売子会社を通じた小売市場への進出や業転玉問題、さらには異業種や大手量販業者など流通構造そのものの変化に中小SSがどう対応するかを協議しま

した。

PTはさらにこれらの検討の成果を実効あるものとするため、議論の舞台を自民党の正式機関である「石油等資源・エネルギー調査会」（深谷隆司会長）に委ねました。わが国の石油政策に大きな影響力を持つ同調査会は、公正取引委員会、資源エネルギー庁、さらには元売と販売業界に対し、公正な市場形成に向けた対応策を掲示。現在、エネ庁、公取委を中心に様々な対策が講じられようとしています。

また、不当廉売などの不公正な取引方法など、独禁法の改正に絡むテーマについては、深谷会長自身が独禁法調査会に具体的な検討を要請。現在、同調査会内で激しい議論が展開されております。

一方、環境保全対策PTは、バイオ燃料導入や土壤汚染対策などに対し、地下タンクの二重殻化などに向けて支援制度の創設などを提言。これらの提言の一部は、既にエネ庁の来年度の新政策に盛り込まれています。

このように3つのプロジェクトチームの提言は、石油流通政策にまだまだ大きな影響を及ぼしているのが事実であります。



左から青本（独禁法PT）、赤本（流通構造PT）、緑本（環境PT）



県と国へ9項目要望

◆20年度ヒアリングで自民党県連に◆

神奈川県石油政治連盟と神奈川県石油商業組合は、今年も8月7日に行われた自由民主党神奈川県連合会の「平成20年度予算要望ヒアリング」に出席し、県に3項目、国に6項目の要望を提出しました。

ヒアリングには、渡辺油政連会長はじめ各副会長も出席して業界の実情を訴え、理解を求めるとともに要望事項の実現を強力に要請しました。

◇県への要望◇

〔共同受注事業の積極利用〕

県石協は平成5年度に官公需適格組合の認可・6年に県指名競争入札参加資格を取得。国の機関等を含め平成18年度の受注実績は17,938万円に及ぶ。一方、組合は平成8年に緊急時対策マニュアルを作成し、大災害時の公用車など緊急車両に対する石油製品優先供給体制を整えている。これらに措置は平常時から官公需適格組合との共同受注確立がされてこそ安定供給体制が得られる事を理解され、積極活用して欲しい。

〔軽油引取税脱税防止・取締り徹底〕

軽油引取税の脱税行為は近年巧妙を極め年間数億円にも上るといわれているが、数々の不法行為を阻止するため、路上検査制度について、地方税法上明確に規定し、定期的に実施することと、軽油引取税の納入申告後に大半を意図的に滞納する悪質な行為に対して、より効果的な立入検査・摘発体制を構築するなど、一段と強固な措置をとるよう要望します。

〔軽油引取税交付金の増率〕

軽油引取税の特別徴収および期限内納税の

実務を担当する石油販売業者は、納税額に対し2.5%の奨励交付金を得ているが、徴・納税の事務的・金銭的負担は大きいので交付率を3%以上に引き上げられたい。

◇国への要望◇

〔危険物資格取得に関する緩和策〕

私どものガソリンスタンドでは、消防法により甲種又は乙4の免許を持った者が立会うことで、無資格者も危険物の取り扱いができることになっているが、赤字経営が続く中、有資格者の人材確保がままならない状況にあるので、容易に資格が取得できるよう ①試験問題について、実務に即した内容にしてほしい。②年3回の試験回数をもっと増やしてほしい。③丙種の免許取得だけで、乙4と同様な管理・監督ができるような緩和策を要望します。

〔道路特定財源の一般財源化反対〕

道路特定財源に余裕が生じるならば、ガソリン税53.8円/ℓは、本則税率の28.7円/ℓに戻し、自動車燃料費の国民の負担軽減を図るべきであり、安易な一般財源への流用には断固として反対します。

〔ガソリン税・消費税の二重課税排除〕

消費税は創設時に既存諸税との重複課税を避けるため、廃止・軽減の措置が取られた。しかしガソリン税には調整がなく、ガソリン税にも消費税がかかる極めて不合理な税体系のまま今日に至っているため、こうした不合理な二重課税は速やかに排除されたい。

〔不当廉売等の取締り厳格化〕

不当廉売や差別対価など不公正な取引に対し、課徴金の導入・文書提出命令の導入・団体訴権の導入などの法改正を求め、石油販売業界の公正・適正な取引の実現を図って頂くよう強く要望します。

〔共同受注事業の積極利用〕〔軽油引取税交付金増率〕は、県への要望と同じ。

《新役員が決定しました!!》

神奈川県石油政治連盟 常任委員

(敬称略)

役職名	氏名	組合役職	役職名	氏名	組合役職
会長	渡辺 治夫	副理事長	常任委員	穴澤 順之	東部地区議長
副会長	森 洋	理事長	常任委員	鈴木 基	中部地区議長
副会長	上野 誠	副理事長	常任委員	井上 和足	西部地区議長
副会長	鮫島 康孝	副理事長	常任委員	志村 昭和	北部地区議長
副会長	鶴岡 勉	副理事長	常任委員	松山 慶三	南部地区議長
副会長	木所 章	副理事長	会計責任者	植栗 正光	理事・事務局長
副会長	後藤 元信	副理事長	監事	川田 善久	監事
副会長	利根川 修	副理事長	監事	大貫 嘉徳	監事

神奈川県石油政治連盟 地区部会長

(敬称略)

地区	地区の範囲	氏名	会社名	組合支部
1	横浜市中区・磯子区・金沢区	高野 亨	富倉興業(株)	横浜中
2	横浜市西区・港南区・南区	利根川 修	東邦礦産(株)	港西
3	横浜市鶴見区・神奈川区	斎藤 康治	喜久興産(株)	鶴見
4	横浜市栄区・鎌倉市・逗子市・葉山町	森 哲夫	(有)森商会	湘南鎌倉
5	横浜市瀬谷区・戸塚区・泉区	大貫 芳夫	(有)大貫商事	戸塚
6	横浜市保土ヶ谷区・旭区	露木 勝	露木石油(株)	旭瀬谷
7	横浜市港北区・都筑区	吉山 昌秀	山和石油(株)	港北
8	横浜市青葉区・緑区	長野 一之	(株)長野商事	緑
9	川崎市多摩区・麻生区	木所 章	(株)木所	川崎北
10	川崎市川崎区・幸区・中原区	穴澤 順之	巴商事(株)	川崎中央
11	横須賀市・三浦市	松山 慶三	光陽石油(株)	横須賀三浦
12	藤沢市・高座郡	富田 良一	(株)遠藤石油	藤沢
13	大和市・海老名市・座間市・綾瀬市	吉野 久一	(有)吉野石油	高座
14	相模原市(南部の4出張所・津久井町・相模湖町・藤野町を除く)	八木 繁雄	(株)八木商店	北相
15	茅ヶ崎市・平塚市・中郡	藤嶋 正嘉	相石輸送(株)	湘南
16	厚木市・伊勢原市・愛甲郡・相模原市(麻溝・新磯・相模台・相武台・津久井町・相模湖町・藤野町)	原 寿美	(株)原商会	厚木
17	秦野市・小田原市・南足柄市・足柄上郡・足柄下郡	井上 和足	井上商事(株)	足柄
18	川崎市高津区・宮前区	木所 章	(株)木所	川崎北

〈きりとりせん〉

油政連

新会員募集

年会費 (一口当たり)

個人会員 8,000円

法人会員 9,600円

〈法人会員は「自由民主党神奈川県石油販売業支部への寄付」となります〉

◇加入申込みは、下記に記入・捺印のうえ郵便で「県石油政治連盟事務局」へお送り下さい。

加入申込書

神奈川県石油政治連盟

会長 渡辺 治夫 殿

平成 年 月 日

I 個人会員として申し込みます		II 法人会員として申し込みます	
ふりがな		ふりがな	
氏名	(〒)	会社名・代表者	(〒)
現住所		現住所	
電話		電話	
会社名	(役職)	加入する営業所	
		担当者名	(役職)

◆申込書の送付・お問い合わせは 〒231-0031 横浜市中区万代町3-5-3 電話 045-641-1351

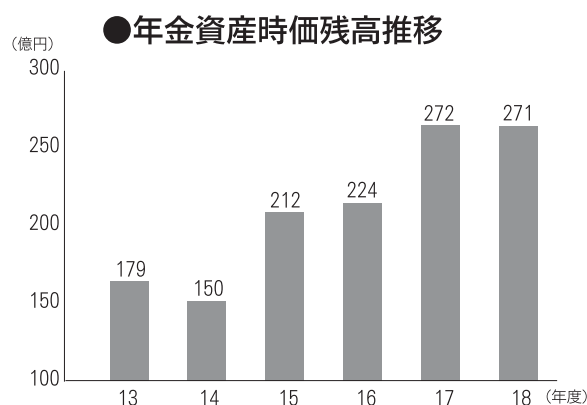
通知書を現住所以外に送付する場合の送り先	〒	[電話]
----------------------	---	------

石油基金への新規加入促進

基金財政は着実に改善されております!!

I. 基金財政の現状

神奈川県石油業厚生年金基金は、平成12年度から平成14年度までの3年にわたる日本経済市場環境の低迷によりマイナス運用に陥り、多額の不足金を抱えたことから財政危機に直面しましたが、基金運営委員会の機動的な運営により、平成15年度・16年度では、全国500以上の厚生年金基金の中でトップの運用実績を上げ、平成16年度の財政決算では、過去の不足金を一掃し、また、平成17年度決算においては、年金資産272億円に対し78億円の剰余金を保有する、全国トップクラスの健全な基金に再生することができました。



II. 基金のビジョン

- ①特別掛金免除の特例
(新規加入事業所は現行特別掛金の償却が完了するまでの期間、掛金を免除する…実施済み)
- ②既加入事業所の特別掛金の引き下げ
(平成19年4月より引き下げ実施済み)
- ③加入員の給付改善
(財政再計算結果後の検討課題)

厚生年金基金加入のメリット

1. 事業主が掛金をより多く負担することで、加入員は国の年金よりも多い年金を終身受けることができます。(事業主は退職金制度として活用でき、退職金の保全義務が免除されます)
2. 国の高齢厚生年金は、原則として25年以上の加入期間が必要ですが、厚生年金基金の年金は加入員期間が1ヵ月以上あればその期間に見合う年金が支給されます。
3. 加算年金は、希望により選択一時金として受けられます。

詳細は TEL 045-681-0825 へ 神奈川県石油業厚生年金基金

◎ 豊富な品揃えです……共同事業を積極的に活用しましょう ◎

◇各種共済(保険)

- ☆SS総合共済 ☆賠償責任共済
- ☆SS土壌保険 ☆受託自動車保険
- ☆中型生命共済 ☆経営者生命共済
- ☆経営者年金共済 ☆新医療保障共済
- ☆特定退職金共済 ☆SSマネーガード保険
- ☆パートタイム労働者見舞金制度

◇SS管理は早めの措置が勝ち

- ☆産業廃棄物の処理 ☆地下タンク定期点検
- ☆計量器再検定 ☆計量器自治管理
- ☆地下タンク撤去・入替え補助制度
- ☆キャノピー灯ランプ購入/交換 ☆消火器
- ☆品確法関連看板 ☆危険物看板各種

◇良質・格安な給油所の必需品

- ☆洗車用タオル ☆贈答用タオル
- ☆POS用ロールペーパー
- ☆POS伝票
- ☆手書き伝票 ☆請求書/領収書 ☆封筒類
- ☆POSファイル ☆POSカード/ケース
- ☆インクリボン ☆トナーカートリッジ
- ☆オイルチェックシート
- ☆オイル交換ステッカー
- ☆簡易補修セット

◇有利な仕入れのお手伝い

- ☆ガソリン携行缶 ☆ワイパーブレード
- ☆ルブテックオイル

整骨院・接骨院の看板には「健康保険が使えます」と書いてありますが、 何でも健康保険が使えるのではありません。

このような場合は、 健康保険が使えます

1. 急性または亜急性の外傷性の捻挫・打撲・挫傷（肉離れ）
2. 骨折・脱臼（応急手当の場合は医師の同意は不要ですが、応急手当後の施術には医師の同意が必要です）



このような場合は、 健康保険は使えません

1. 仕事や家事などの日常生活による単なる疲れ、肩こり、腰痛、体調不良などに対する施術
2. スポーツによる筋肉疲労、負傷原因が不明の筋肉痛に対する施術
3. 神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニア等の疾病からくる、痛みやこりに対する施術
4. 打撲、捻挫が治ったあとの漫然とした施術、マッサージ代わりの利用
5. 外科・整形外科で治療を受け、同時期に同じ治療個所について柔道整復師に施術を受ける場合

Q 「紹介特典や保険証持参で時間延長・他割引特典あり」のちらしや看板のある治療院でマッサージ（肩こり、眼精疲労、足裏）を受けた場合、健康保険は使えますか。

A 最近流行しているクイックマッサージやスポーツジムでのマッサージには、健康保険は使えません。ましてや、保険証持参でのサービスや割引等の特典は、ありえません。

Q 持病や加齢による肩や腰の痛みが慢性化して取れない場合、健康保険は使えますか。

A 健康保険が使えるのは、急性または亜急性の負傷だけです。負傷原因が不明な肩や腰の痛みに対しては、健康保険は使えません。なお、痛みや違和感が長く続くようでしたら、医師の診察を受けましょう。

